

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：特許庁総務課制度審議室

財務省関税局業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化								
改正要望の内容		商標法・意匠法改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権侵害行為・意匠権侵害行為と位置付けたことに伴い、当該侵害物品を関税法上の「輸入してはならない貨物」として税関の取締対象とするよう規定を整備されたい。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		恒久措置								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>近年、電子商取引（e コマース）の発展、国際貨物に係る配送料金の低下等により、海外を拠点とする事業者が増え、海外の事業者が日本国内の個人に対し模倣品を直接販売するケースが急増している。</p> <p>② 問題点</p> <p>従来、日本国内の事業者が海外の事業者から模倣品を「輸入」し、日本国内の個人に販売等するケースが主流であったところ、この場合には、日本国内の事業者による「輸入」等の行為が「商標」の「使用」に該当するとして、商標権侵害（商標法第2条第3項、第36条、第37条参照）の成立を認めることが可能であった。</p> <p>しかし、近年急増している海外の事業者と日本国内の個人との間において直接取引がなされるケースは、「輸入」は「日本国内の個人」によるものであって「商標」の「使用」に該当せず、商標権侵害とならない。これにより、没収等の前提となる税関の認定手続（関税法第69条の12）において、模倣品を輸入しようとする者から「個人使用目的である」と主張された場合、商標権侵害物品該当性の判断にあたり、税関に大きな事務負担が生じている。このようにして国内に個人使用目的で模倣品が大量に流入していることは、権利者・消費者保護の観点からも看過できるものではない。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の必要性と方向性</p> <p>上記（②問題点）のとおり、現行商標法の下では、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引に係る模倣品の流入を規制することには限界があり、近年そ</p>								

	<p>の数の急増により問題は深刻化している。米国及び欧州各国は、個人使用目的の模倣品であっても、原則、水際で差止めできる体制になっていることも考慮すると、我が国においても模倣品の水際取締りを強化する必要性がある。</p> <p>商標法は標章を事業者が商品について使用する行為を規制しているところ、日本国内の「個人」に着目しこれを規制することは、商標の定義（商標法第2条第1項）から「業として」の要件を外す等の改正が必要となり、商標法の体系を覆すこととなるため困難である。そこで、「業として」の要件を維持しつつ、商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置づける改正案を第204回通常国会に提出し、成立された（令和3年5月21日法律第42号として公布。）。</p> <p>そして、改正商標法等の施行と同時に、税関での水際取締りを実施するために関税法において主に以下の点につき必要な措置を検討している。</p> <p>関税法（第109条）では輸入者（日本国内の個人を含む。）を罰則の対象としている。しかし、根拠法である商標法（第78条～第78条の2）では日本国内の個人を罰則の対象としていないところ、商標権侵害物品について関税法で個人に罰則を適用することは国民の理解を得ることが難しいのではないかという懸念もあることから、個人を罰則の対象から除外することとしたい。</p> <p>また、商標権侵害の該否を決定する税関の認定手続（関税法第69条の12）において、海外から模倣品を日本国内に流入させる主体（仕出人）が事業者に該当するの否かを税関で判別することは実務上困難であるところ、取引の当事者である輸入者に仕出人が事業者に該当しないことを証明する書類の提出を義務付けることとしたい。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 改正後速やかに達成予定。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果 当該侵害物品に関する輸入差止件数の増加による国内流入の減少。 模倣品の販売者及び購入者に対する抑止効果。</p> <p>② 改正によって生じうる影響 —</p> <p>③ 改正の妥当性 商標法等において、海外の事業者に着目した改正を行ったことにより、「業として」の要件を維持しつつ模倣品の取引を規制することが可能となった。これにより、商標法の体系にも影響がないものと考えられる。</p> <p>関税法改正（罰則対象からの個人の除外及び仕出人の事業者該当性に係る書類の提出に係る規定の措置）の妥当性については、上記「改正の必要性と目的達成の見通し」のとおり。</p>

<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>前述のとおり、商標法・意匠法の改正案が令和3年5月21日に公布されたことから、知財推進計画2021において、「その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」こととされている。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>
------------------	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>—</p>
<p>措置による効果</p>	<p>—</p>